

れを認めるといった方法も確保するなど運用の上で、運用の上で十分な配慮が必要なのではないかというふうに考えます。

第二でございます。このスキームを通じて派遣される検察官等についても、学問の自由を保障された大学の構成員として自由な教育を行うことが現実的に確保される必要があります。

派遣される検察官等が法科大学院が目指す実務と理論を架橋する教育を実践していくためには、派遣元である検察庁等が行っている実務の運用や方針に対し無批判的であってはなりません。

私は、一九九六年から四年間、住宅金融債権管理機構あるいはRCIC、整理回収機構において専務取締役として勤務いたしましたが、その間、大変優秀な裁判官、検察官、行政官あるいはまた銀行マンと一緒に仕事をする非常に貴重な経験を得ることができました。大口悪質先の債権回収、破綻した金融機関の経営者責任の追及などで、RCICは社会から一定の評価をいただいたと自負しております。このような評価をされる実績を上げることができたのは、彼らが優秀であったということはもとより、しかしながらそれだけにとどまらず、やはりそれぞれのカルチャーを異にする者がその異なるカルチャー同士を遠慮なくぶつけ合うことによって、マグマのような新しいエネルギーを発生させることができたから、そのような成果が発生、成果を生むことができたんじゃないというふうに私は考えております。

理論的教育と実務的教育の架橋により、公平性、開放性、多様性の確保を目指すロースクールは、日本の文化系高等教育改革の先陣を切るものと位置付けられております。改革を行う以上、理論家も実務家も現状に対する真摯な反省の上で共同作業の制度設計をしていかなければなりません。何のエネルギーもない冷え切った現状肯定の上に学者も実務家も無反省にタコつば的にすみ分けてしまえば、ロースクールに通う学生にとっても、さらには質量の充実した法曹を望むユーチャーである国民にとっても、極めて不幸なことになる

と思います。そして、またしても税金が無駄遣いされるという我が国の悲しい経験を増やすだけにならぬ、そういう危険性があるということを、私はしては指摘しておきたいと思います。

現在、派遣元である検察庁や裁判所が研修、教材作成、情報提供などでバックアップを計画していると伺っておりますが、改革の志を同じくする者としてこの点の配慮を是非お願いしておきたいと考えるものであります。

第三に、衆議院法務委員会や火曜日の本賛委員会の審議においても繰り返し指摘されている点でございますが、派遣される検察官等が法科大学院の教授会の構成員となってその管理運営に関与することについては、法科大学院の自治、とりわけ

教授会の自治力を侵害する結果にならないよう十分

な配慮が必要であると思います。

とりわけ、検察官については、法科大学院にフルタイムで勤務する状態であること、及びいわゆる連携法の法務省と法科大学院との関係等から裁

判官以上に慎重で抑制的な姿勢が必要であると考

えられます。例えば管理運営面に関与しない勤務

形態も予定されているので、運用上そのような教

員制度を利用することも積極的に考慮されてよい

のではないかというふうに私は考えております。

第四に、派遣に際しては、その基準並びに手続が公平で透明なものであり、またジェンダーの視点も当然必要であると考えます。

例えは検察官については、初年度である平成十

六年度は派遣要請のあつたすべての法科大学院の、法科大学院に現職検察官を派遣することは容

易ではないと伝えられております。しかしながら、現職検察官等の派遣を希望している法科大学

院に対して最終的に派遣がなされないことになれば、法科大学院によっては設置基準を満たされなくなつて、設立を断念せざるを得ない事態にもなりかねません。このような重大な意義を持つもの

派遣は、法科大学院の立ち上がり時期には一定の合理性を持った制度であると考えます。しかしながら、法科大学院制度が安定し、派遣スキームに

が不可欠です。派遣教員名を白紙で設置申請をしては指摘しておきたいと思います。

な対応がなされることは必要であると考えます。

第五番目でございます。給与補てんの問題で

これについては、法案十三条にある特に必要と認められるときという点についての適切な運用が必要と思われます。

この点に関して、衆議院法務委員会の審議で推進本部の山崎局長は、適任者がその地域にない場合であるとか、大都会でもOBをいろいろ探したけれども適任者がいないなど、派遣をすることが本当に必要だという場合が特に必要と認められるときであると答弁されますが、誠に適切な答弁と考えます。このように運用していただきたいと思います。

補てんする給与の額についても、派遣検察官等の生活水準や他の法科大学院教員の報酬等の額との差を考慮して、必要不可欠と認められる限度で補てんされるべきであると考えるものであります。

最後になりました。この法案の派遣というス

キームについては、運用状況を継続的に検証し、検証結果に基づき必要に応じて見直しが行われるべきであると考えます。

な、私が配付しております資料、有識者によつてこの司法制度改革に関して非常に建設的な意見を述べられております司法改革国民会議の要望というものをお配りしております。この三ページに法科大学院の在り方ということが書いてあります。

次に、宮澤参考人にお願いいたします。

○委員長(魚住裕一郎君) ありがとうございます。

次に、宮澤参考人にお願いいたします。

○参考人(宮澤節生君) 宮澤でございます。

このたびは、法科大学院の命運を制する可能性を持つ重要法案の審議に際して参考人としてお招きいただき、誠に光榮に存じます。

持ち時間が限られておりますので、まず用意し

た文章を読ませていただきまして、詳細につきま

しては後ほど御質問をいただきたいと存じます。

る裁判官、検察官教員を安定的に供給できる状態になれば、法案を存続させる必要性はなくなります。また、この派遣スキームが実際に運用されると、これまで指摘させていただいたような懸念が実際に生じていないかどうか検証される必要があると思います。

したがいまして、いわゆる連携法附則の十年という見直し時期ということを待つことなく、より早い時期に、例えば派遣教員の任期が三年で一サイクルになっておりますから、その二回りする六年程度をめどに、その運用状況について、法曹、法科大学院そして法科大学院の学生らの視点も踏まえた上で全面的な検証が行われる必要があると考えられます。そして、検証の結果、法曹の結果、いざれにいたしましても、検証の結果を踏まえていきたいと日弁連としては考えております。そこで、法案の廃止という選択も当然考えられるべきであると考えております。

いたがいまして、この法律がロースクールの初期の段階において高い評価を受けるべく、関係者一同、運営面で工夫を凝らしつつ協力していきたいと日弁連としては考えております。

さらには、良いロースクールを立ち上げるために、派遺法にとどまらず、大学院にも個人にもあるいは第三者評価機関に対しても従来に比べるならば大規模と言い得る財政措置、財政支援が必要であることを強調いたしまして、発言を終わらせたいただきたいと思います。

どうも御清聴ありがとうございました。

○参考人(宮澤節生君) 宮澤でございます。

このたびは、法科大学院の命運を制する可能性を持つ重要法案の審議に際して参考人としてお招

きいただき、誠に光榮に存じます。

持ち時間が限られておりますので、まず用意し

た文章を読ませていただきまして、詳細につきま

しては後ほど御質問をいただきたいと存じます。

者評価において不利益に扱われることはないといふ反論が容易に予想されます。確かに、制度の建前はそうであります。しかしながら、実際には、多くの法科大学院関係者が、派遣要請をしなければ、また現職判検事を教員に採用していなければ、何らかの不利益があるのでないかと考え、カリキュラム上は本来不需要であるにもかかわらず派遣要請を行わざるを得ないと感じていることは明らかであります。

このような悩みを伝えてくる他大学の教員は多いのであります。それに対して、私が、無理に派遣要請することはないのではないかというふうに言いますと、そのように言い切ってしまいたいところですが、本学のポジションはそんなに良くないのでいろいろと気を遣うことになると思います。これが現場の声なき声であります。

派遣教員が自分たちの教育内容や教育方法を共有する存在にはなり得ないのではないかということに悩んでいるわけで、本来不需要であるにもかかわらず、後難を恐れて派遣申請を行おうとしているであります。これまで批判の声を上げた学者グループが、司法改革フォーラムとそのメンバーである安念潤司教授しか見当たらないという事実は、制度への歓迎を意味するものではなく、じっと息を潜めていたにすぎないと理解すべきであります。

また、去る三月二十七日の法科大学院協会準備会総会において、派遣要請を受理したからといって実際に派遣できるとは限らないと明確に述べられております。これは、取りも直さず、派遣側が法科大学院の生殺予奪の権力をを持つことにはかならないものであります。

ここで指摘させていただきたいのは、派遣法のようない制度がなくとも、これまでにも判検事を辞職、退職して大学の通常の給与で大学教授になられた判検事、とりわけ裁判官は相当数に上るということがあります。例えば、早稲田大学にはそのような方は複数おられます。したがって、自主的

に大学教員にならうとする方こそ望ましいのであります。そのままして、大変うれしく思つております。私は、現在、龍谷大学という京都にある小さな私立大学ですが、私立大学の法科大学院設置が直接判検事と交渉する自由を認めさえすればそれがどう困難なことではないであります。

それに対して、本人の同意を要件とするとはいえないというふうに私は考えます。

また、地方大学、中小大学にとっては派遣法が不可欠であるという反論もあり得ます。しかし、本当にそうでしょうか。設置基準で要求される専任教員の最低数は十二名であります。これで入学定員六十名の法科大学院を作ることができます。

十二名の法学者がいない法科部などはあり得ません。

問題は、法学部を残すのではなく、法科大学院に全力を集中するという高度の見識を持つているかどうかであります。しかも、そのうち三割、つまり四名の実務家教員がいればよいのであります。現職にこだわりさえしなければ、全国から人材を集めることは困難ではありません。つまり、法科大学院設置者に高度の見識があり、しかも現職判検事が不可欠であるという思い込みさえなければ、地方大学や中小大学においても教員人事は可能なのであります。

以上の理由から、私は、既に述べた四点の結論を提起させていただいたのであります。簡単に言いますと、この法案は相当の修正を要するというのが私の立場であります。

諸先生方の御賢察を心から祈念いたしまして、貴重な機会をお与えいただいたことに対しても心からお礼申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長(魚住裕一郎君) ありがとうございます。

次に、村井参考人にお願いいたします。村井参考人。

本日、参考人として意見を陳述させていただきました。機会を与えられまして、大変うれしく思つております。私は、現在、龍谷大学という京都にある小さな私立大学ですが、私立大学の法科大学院設置委員長ということで、法科大学院の設置の準備に日夜追われている身であります。そういう立場から、今回の派遣法案について御意見を申し上げたいと思っております。

若干の紹介を兼ねまして、資料として、法科大学院について書きました二つの論文を資料として添付させていただきました。

自己紹介をさせていただきますと、私は一九六四年に一橋大学の商学部を、ドイツ経営学をやり定員六十名の法科大学院を作ることができます。

問題は、法科部を残すのではなく、法科大学院に全力を集中するという高度の見識を持つているかどうかであります。しかも、そのうち三割、つまり四名の実務家教員がいればよいのであります。現職にこだわりさえしなければ、全国から人材を集めることは困難ではありません。つまり、法科大学院設置者に高度の見識があり、しかも現職判検事が不可欠であるという思い込みさえなければ、地方大学や中小大学においても教員人事は可能なのであります。

以上の理由から、私は、既に述べた四点の結論を提起させていただいたのであります。簡単に言いますと、この法案は相当の修正を要するというのが私の立場であります。

その本題に入る前に、今回の法科大学院の在り方、理念、教育の在り方について、まず前提として御指摘、指摘させていただきますが、二つの要請があるわけですね、今回の法科大学院について

は。一つは、多様性、レジュメの方では開放、公開性と書きましたが、開放性、そして公平性。第二点は、点による評価からプロセスによる評価を達成すると。この二つの要請があつて、この二つの要請を満足させる制度と教育が必要とされておりま

るためには、様々な法律を作つていただき、さらに現場においては現在努力しているところであつておりますので、例えば無罪判決を書きたくても

るわけですが、さてこの二つの要請を満足させるという観點から、法科大学院における理論教育と実務教育というのほどのような形であるべきかということについて私の意見を申し述べさせていただきますけれども。

まず、法科大学院というのは明確な目標を持つた教育になります。従来のそういう意味で養成する大学院とともに異なると。その意味で、理論と実務との統合的教育が是非とも必要である。これはもう否定しようがないわけです。

他方で、法学以外の教育を受けた人々にも開かれたものであるということ、それが開放性であります。多様性を持つた大学院における教育であると、いう点において、司法試験合格者を対象とした司法研修所においても多少の御意見を申し上げさせていただきたいと思ひますけれども。

基本的に、先ほども申しましたように、私立大学の、地方の私立大学の法科大学院を設置を目指している者としての立場から、もちろんこれは個人的見解ではありますけれども、特に教育内容等との関係から今後の派遣法案などのように考える、若干の意義と問題点、そして要望という形でお話しさせていただきたいと思います。

その本題に入る前に、今回の法科大学院の在り方、理念、教育の在り方について、まず前提として御指摘、指摘させていただきますが、二つの要請があるわけですね、今回の法科大学院については。一つは、多様性、レジュメの方では開放、公開性と書きましたが、開放性、そして公平性。第二点は、点による評価からプロセスによる評価を達成すると。この二つの要請があつて、この二つの要請を満足させる制度と教育が必要とされておりま

開設、設置準備委員ではありましたがれども、現在は大宮の設置準備委員の方を中心にやつておりますので、早稲田大学については必ずしも詳しく述べることができないと思います。

○佐々木知子君 確かに、法科大学院も規模がたくさんありますけれども、仮に早稲田大学とした場合、これは非常に大規模な法科大学院にならうかと思います、他と比べまして。そういうところで現職の裁判官や検事あるいは行政庁職員が数少なく、あるいは一人とかいう単位で教授会の構成員になった場合でも、教授会に何らかの影響を及ぼすというふうにお考えでしようか。

○参考人(宮澤節生君) 私はそれは、失礼しま

た、人數やそれから個々の人の良心の問題ではなくて、普通の学者でありますとか弁護士の場合でしたら採用はこれは一本釣りなわけです。今までの裁判官出身者の方々もこれ一本釣りなわけです。こういう場合には正に個人としての行動をされるわけです。

それに対して今回の、とりわけフルタイムの派遣につきましては、組織内部で推薦されて派遣されくるわけです。そして、しかも一定期間後に組織に戻ることが予定されているわけになります。そのときに、その方の行動が将来の自分のキャリアを考えた何らかの行動になるであろうということは、これは当然予想されるわけであります。そのときには、その担当官は

まだ検討中というふうに申し上げておいた方がよろしいかと思いますが、ただ先ほど、非常勤とかパートタイムの派遣をこちら側から要望してお願いしたいというように考えておりますのは、私の大学ではエクスターインシップに力を注いでおりま

すので、是非裁判所や検察庁での研修の機会を与えていただきたい。そのときには、その担当官は非常勤という形で携わっていただくということですから、場合によつたら派遣派遣というか、研修の際に教員も付いていて、教員も、アカデミック

院にはできない。やはりアカデミック教員と実務家教員とのタイプでやつていくことですか

○参考人(村井敏邦君) 先ほど来、何度も来ましたけれども、ちょっと協力を得られなくなつて、検察官の方の現在人選は行われておりません。官も、先ほど申しましたように、それほど多数で

はおりませんけれども数人の裁判官、現職を辞められた方ですね、の協力を得ております。残念ながら、検察官、お一方、お二方考えていたんですね。

○佐々木知子君 現職の裁判官や検事あるいは行政の職員を派遣を要望する予定というのはあるんでしようか。

○参考人(村井敏邦君) そうですね、今のところまだ検討中というふうに申し上げておいた方がよろしいかと思いますが、ただ先ほど、非常勤とかパートタイムの派遣をこちら側から要望してお願いしたいというように考えておりますのは、私の大学ではエクスターインシップに力を注いでおりま

すので、是非裁判所や検察庁での研修の機会を与えていただきたい。そのときには、その担当官は非常勤という形で携わっていただくということですから、場合によつたら派遣派遣というか、研修の際に教員も付いていて、教員も、アカデミック

院にはできない。やはりアカデミック教員と実務家教員とのタイプでやつしていくことですか

○参考人(村井敏邦君) 先ほど来、何度も来ましたけれども、先ほど申しましたように、それほど多数で

はおりませんけれども数人の裁判官、現職を辞められた方ですね、の協力を得ております。残念ながら、検察官、お一方、お二方考えていたんですね。

○佐々木知子君 現職の裁判官や検事あるいは行政の職員を派遣を要望する予定というのはあるんでしようか。

○参考人(宮澤節生君) ここで考えなければいけないのは、一人一人の現職判検事が法科大学院に来てどういう行動をするかという問題ではない

ですね、私が取り上げた問題というのは。そうではなくて、どの人を採用するかというこ^トについて大学側に自主的な判断権がないといふことを問題にしているわけです。それが大学の自治の一部としての大学教員の人事の権利といふものなわけですね。その後どういう行動をするかと^ういうのは、それは大学、元々純粹の学者でも妙な行動をする人もいますし、そういう人も、元々お役人だった方々でもきちんと大学の文化を理解して行動される方もおられるわけです。

それはまた別な問題でありまして、私が問題にしているのは、これは根本的に大学側に選択権がないという、そういう教員採用制度を導入しようとしているという制度のことを私は問題にしているわけです。その意味で、制度的に大学というものの存在に大きな穴を開けることになるということを私は恐れているということです。

○参考人(村井敏邦君) 私は、大学の自治には触れておりませんけれども、意見の中では、意見としては今、宮澤さんがおっしゃったのと同じです。やはり、人選について大学側の要望が聞かれないと、これは大きな問題だらうと。教授会の構成員をだれにするかというのは、やはり大学の方の判断でありますから、その点が最大の問題だらうというふうに思います。来られた方について、やはり、ただ現職で来られた場合は裁判官という立場を離れて発言をしていただかなければならぬんですね、教授会においても。それが果たしてできるかということを懸念しております。

○参考人(宮澤節生君) 実は、私どもの周辺でもそういう議論をしているわけですね。現職判検事が来た場合に、身分を残したまま来られるわけであります、そういう方々に一体何を教えさせる例えば裁判官論というものをさせたと、担当していただいたとしますね。現在裁判官は、こうなっていますという話はできるでしょけれども、現在の裁判官制度にどういう問題があつてどう変えなければいけないかなんという議論をその方はで

きるんでしょかというわけですね。大学といふのは、そのような現状の理解だけではなくて、現状をどのように変えなければいけないかといふ議論もしなければいけないわけであります、特に将来の法律家になろうとする人々にとっては。

そういうことを考えますと、どういう科目を担当せたらいいのかということについて、ほんとうとしていることについて、ほんとうとしている制度のことを私は問題にしているわけです。その意味で、制度的に大学といふものに大きな穴を開けることになるということを私は恐れているということです。

○参考人(村井敏邦君) 捕足させていただきますと、大学における教育といふのは、実務教育をするとしても判例を前提とした教育をするとして扱うというのは非常に重要なことだと思ふんです。そのときに、私自身、司法研修所の教育を受けておりますが、やはり判例を金科玉条にしなければならない、最高裁判所の判例があるということになると、それに従つた判断という形になります。それが、現職の裁判官の場合にはやはりそういう形でやってくるわけですよね。そうなりますと、法科大学院においてやはり自由な討論というのが可能かと。

もちろん、そういう人が来て、いや、これは問題点があるんじやないかということで、我々自身が、その裁判官、現職の裁判官を含めて議論に入つてもらつてえていくという努力はしなければならないとは思います。もちろんそれは、やるが大学での任務だろうと思ひますけれども、なかなかそこで現職という形だと難しい面があるかなという気もしないではありませんね。

○参考人(宮澤節生君) 先ほど、そういう現職の裁判官に来ていただきたとして、身分を持つたまきじゃないかといふことに載せてくれというようなことを言つたらいかがかと思うんですけれども。

○参考人(尾崎純理君) 先生のおっしゃるとおり、正にそういうことを大学側が積極的にやるべきじゃないかといふに思います。

先ほどの先生の質問と参考人の答弁に私も全く関与できなかつたんですが、私自身、このロースクールの立ち上げにいろいろ関与してきておりましたが、何をやつぱり大学側がちょっと萎縮するという、何かで萎縮、政府側の行動に対して、必要以上にやつぱり大学側がちょっと萎縮するという傾向がどうしてもあるというのを

お辞めになつていますからよろしいわけで、そういうことが言えるわけですから、現に身分を引きずつたまま来られた場合に、果たしてそのような自由闊達な議論といふのはできるものだろうかというのが我々の中でよく分からぬ点であります。

そういうことを考えており、でも御理解いただきたいというふうに考えております。将来の法律家になろうとする人々にとっては、将来的の法律家になろうとする人々にとっては、どういったことを考えますと、どういう科目を担当せたらいいのかといふことについて、ほんとうに教えさせる科目がないといふのが我々現場でカリキュラムを編成している者にとっては実感なありますね。そのこともまた実質的な問題としてても御理解いただきたいというふうに考えております。

○角田義一君 それで、法科大学院の方が教師を選べないというかな、その権利がないということをおっしゃっておられる。それをどういうふうに、じゃ合理的にそこのところを、これ、もう法案上がるわけですから、配慮するかという。修正案上あるわけですから、配慮するかという。修正案もあると思いますけれども、例えば運用の面で、あると申し上げたポイントの一つはそれであつたうふうに私は思います。

○参考人(宮澤節生君) 私が先ほど修正の必要があると申し上げたポイントの一つはそれであつたわけですね。今、先生がおっしゃつたことであります。つまり、大学側が、この裁判官あるいはこの検察官に非常勤講師としてかくかくしかじかの科目を一科目、例えば一学期間教えていただきたいと、そういう人選をしますね。それを最高裁なり任命権者に提出をして、それではその方については例え勤務形態をこのように変えましょうといふ配慮をしてくださると。そのことがありさえすれば、私は現職判検事を法科大学院において必要な限度で採用するということは円滑に進行するんだというふうに思つております。

それに対して、今回の法案はそれができない。そうではなくて、全く何も示さずに大学院側はとにかくお願いしますという形でしか最高裁それから任命権者に対して要請することができないといふことになつてゐるということが私は問題だと思うんですね。

大学側と現職判検事との間で直接交渉が許されさえすれば、私は、一本釣りで具体的な候補者を見付けて、この人の勤務形態を法科大学院で教えられるよう形にしていただきたいと要望を大学から出すことは容易である。今まで現にそのように行われてきたわけですし、アメリカのローラースクールなどはみんなそうしているわけですね。是非そのような一項目を私は付け加えていただきたいと、そちらの方がずっと有効であるというふうに考えております。

基準の中にも明らかにするというふうなこととしております。また、それと同時に、評価料が著しく低いなど、他の認証評価機関に比べて有利な条件で認証評価を行うというようなことはやはり避けていただくということを考えたいというふうに思つております。

したがいまして、お尋ねは財政支援の問題でござりますけれども、財政支援につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、今後、評価機関のこの当院の附帯決議を踏まえまして、私どもとしてどういう形の支援が可能なのかということを検討してまいりたいと思っております。

そして、二点目のお尋ねでございますけれども、十五年度予算でいわゆる調査第三者評価にも、三十万円ほど、三千万を上回りますけれども、それを措置しております。これは、言わば我が国におけるいわゆる第三者評価については、正直なところ申し上げます。これは、言わば我が国におけるいわゆる第三者評価について、なかなか十分な経験と蓄積というものがまだないというふうな状況に、そういうものを踏まえまして認証評価を実施する、そういう準備を進められてる機関に対して、そういう体制、評価基準でありますとか評価体制でありますとか様々な御検討を具体的に詰めていただきねばならないわけでございますので、その体制整備を支援するための調査研究の経費を支援しようというものでございます。

したがいまして、この調査研究というものを踏まえながら、正に十六年四月、先般、連携法、学校教育法等の一部改正、十六年四月が施行でございます。したがいまして、認証評価が恐らくその時点での申請、認証の申請がなされてくるということになるとスタートをいよいよ切っていくという意味で、今後、認証評価機関に対する支援については、先ほど申し上げましたように、更に今後検討したい、こういうことでございまして、調査研究といふ場面につきましては、今そのようなスケジュール

件で認証評価を行うというようなことはやはり避けていただくということを考えたいというふうに思つております。

したがいまして、お尋ねは財政支援の問題でござりますけれども、財政支援につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、今後、評価機

ルの中で考えれば、役目をある程度終えることになるのかなと、こういうふうに考えておるところでございます。

○井上哲士君 では、次に、学生を中心とした財政の援助なんですが、先日の質疑でも日弁連のアンケートが紹介されました。これは今年一月に

法律家志望者に実施したもので、五千四百九十六人の回答ですので大変重要な結果でありますし、興味深い内容で、入学に当たって考慮する要素のトップが学費を負担できるかどうかで六九・三%、そして五〇%が、学費が年間百万円を超える場合は進学をあきらめると、こう答えておるわけで、今予想されています学費からいいますと、相当の人々が奨学金の状況によっては進学をあきらめざるを得ないということになりますが、これ、文科省としてはこの調査結果をどのように受け止めておられるのか、そして文科省としても独自にこういう調査をしているのか、この点どうでしょうか。

○政府参考人(清水潔君) 日弁連のアンケート調査につきましては、私ども非常に关心を持って読ませていただきました。先生御指摘のように、奨学金の貸与等がない場合に百万円を超えると進学を断念するという回答が五〇%。ただ、同じ調査でも、学費が年間二百万円と仮定した場合に、例えれば奨学金がどれくらいであればという、進学を希望するかということについては、二百万円まで得られれば六一%、三百万円まで得られれば八二%、こういうふうな状況であるということでございます。

これ、各法科大学院の授業料設定がまだ明らかでないという中での回答でありますし、また奨学金が貸与がないという場合には、学生にとって授業料はできるだけ低廉であつてもらいたい、これは自然でございます。私ども、そういう意味で、進学の動機、動向に授業料の設定、奨学金の充実は大きな要因としてあるということであると

その調査についてでございますが、現在、私は法科大学院について奨学金の希望等についての調査を行つておりません。奨学金の貸与水準の検討に当たっては、具体的な授業料の動向等を参考にしながら検討は進めてまいりたい、このように思つております。

○井上哲士君 文科省として調査をされていないということですから、現状でいいますと、学生の生活実態とか要求を反映をした調査はこれしかないうことでありますし、大変重大な中身であります。

ですから、今後、おっしゃったような学費の設定などがされた上でどの様な財政支援の検討に当たっては、ここで示されている調査結果をやはり重要なものと決定いたしました。

○委員長(魚住裕一郎君) 全会一致と認めます。この際、千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会、公明党、日本共产党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、その上で奨学金や私学助成についての実施を、必要な実施をしていくまでの検討状況と決意を最後、お聞きをいたします。

○政府参考人(清水潔君) 今御指摘がございましたように、私どもは、例えば奨学金とかそういう場合には、学生生活実態調査というようなものを実施しております。これ、各分野ごとではあります、特に法科大学院に特化したというようなものではありません。私どもは、例えばそういう調査でありますとか、日弁連が行われたこのアンケート調査でありますとか、いろんな資料を参考にさせていただきながら、今後、奨学金の枠組みあるいはその支援策の充実ということについて取り組んでいきたいと、このように思つております。

一 法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣について、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性を備えた法曹を養成するという目標に照らし、教育者としてすぐれた資質及び能力を備えた者が要請に応じて派遣されるよう必要な人員の確保を努めるとともに、派遣される裁判官又は検察官等の自主性を尊重しつつ教育方法等についての研修の実施に配慮すること。

二 法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、透明で公平な手続により、法科大学院の教員構成やカリキュラム編成等の必要性に基づいた要請を極力尊重して人選すること。また、人材確保に地方格差が生じないように十分配慮するとともに、男女共同参画の趣旨を尊重すること。

○委員長(魚住裕一郎君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

については、派遣裁判官等が一方的な立場から実務教育内容への関与・画一化等により、法科大学院の自主的かつ多様な発展を阻害することにならないよう留意するとともに、管理・運営面に関与する場合には、法科大学院の自治を尊重し、教授の自由を損なわないよう十分な配慮をすること。

四 法科大学院へ派遣される検察官等に対する国からの給与の一部支給については派遣前の給与水準の維持自体が目的とされることなく、法科大学院の要請に応じた安定的・継続的な派遣と教育の実効性を確保するため特に必要があると認められる場合にのみ実施することとし、その報酬が法科大学院の他の教員と不公平が生じることがないよう配慮すること。

五 裁判官、検察官等の派遣が新しい制度であることにかんがみ、本法の施行後、早期に、法科大学院における派遣される裁判官又は検察官等の教育内容、教育効果等について検討し、必要があると認めるときは、適宜本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(魚住裕一郎君) 全会一致と認めます。○委員長(魚住裕一郎君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 全会一致と認めます。よって、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森山法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森山法務大臣。

○國務大臣(森山眞司君) ただいま可決されましては、その趣旨を踏まえ、

適切に対処してまいりたいと存じます。
また、最高裁判所にも本附帯決議の趣旨を伝えたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(魚住裕一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時十三分散会